

特集

案内一般

健康・福祉

安全・生活

教育・子育て

情報あれこれ

特集

豊能町人権まちづくり協議会とは

設立の目的は憲法に保障されている基本的人権を擁護し、町民ぐるみで人権意識の普及高揚に関する啓発活動を行い、あらゆる人権が尊重される住みよい町づくりの実現に寄与すること

構成団体は各自治会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、障害者団体連絡会、老人クラブ連合会、商工会、およびの人権地域協議会、人権擁護委員会など

活動内容は人権に関する標語等の募集・研修会・人権を考える集いの開催・施設見学会など

協会の昨年度の活動を紹介します。

○人権に関する標語等募集事業

小中学生の部(作文、絵画)、一般の部(標語)を募集し、入選作品を決定しました。11月27日「人権を考える集い」において入選された皆さまの表彰式を開催しました。

入選作品については啓発カレンダー、広報などに掲載し、人権啓発活動として実施しました。(町教育委員会との共催)

○研修会

11月27日「人権を考える集い」および

12月5日に、人権に関するDVD(11月27日「カンパニユラの夢」12月5日「カラフル」)を視聴し、知識を深めました。

○人権週間のほりの設置

12月4日～10日の人権週間中に、各自治会館、豊能町役場、吉川支所や中学校、保育所、幼稚園などにのほりを設置しました。

今年度も、講演会などさまざまな機会を設け、啓発活動に取り組み予定です。



人権擁護委員をご存知ですか

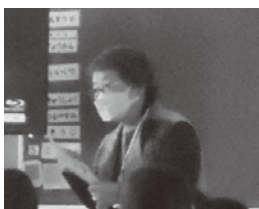
みなさんは「人権擁護委員」をご存知ですか。人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき法務大臣から委嘱を受けて活動している民間ボランティアです。地域のみなさんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を、日々、地域の中で行っています。

豊能町では、6名の人権擁護委員が活動しています。

○「人権の花運動」「人権教室」

人権擁護委員の主な活動では、「人権の花運動」「人権教室」があります。「人権の花運動」は小学生を対象とした啓発運動です。花の種子、球根などを、子どもたちが協力し育てることによって生命の尊さを実感し、その中で豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的としたものです。

昨年は、光風台小学校1、2年生を対象に「人権教室」を実施しました。DVD「勇気のお守り」を鑑賞し、困ったことがあったときは、身近な人に話をすること、相談することがとても大切だということを伝えました。友だち・家族・先生・そして人権擁護委員もいるので「あなたはひとりじゃない」というメッセージを届けることができました。



子どもをめぐる人権問題の解決のために、電話相談を強化します。

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

電話番号【子どもの人権110番】

0120-007-110(せろせろ) なののひやくとおばん)

電話相談以外にも、通年、インターネットやLINEでパソコンや携帯電話からも相談を受け付けています。

(インターネット人権相談窓口)



(LINE公式アカウント)

@sns_jinkenoudan

実施期間は8月26日(金)～9月1日(木)

受付時間 午前8時30分～午後7時

ただし、8月27日(土)・28日(日)は

午前10時～午後5時

相談内容 じめじめ、不登校、体罰、児童虐待など子どもの人権問題

担当者 人権擁護委員、法務局職員

問 大阪法務局人権擁護部

☎ 06-6942-9400

「みんなでかんがえよう みんなのじ
んけん」

大阪府では、「人権」をテーマとする詩と読書感想文を募集します。

対象者 府内在住・在学の小・中学生、支援学校小・中学部生

募集期間 9月1日（木）まで「必着」
応募方法など詳細は大阪府人権局ホームページまで



問 大阪府府民文化部人権局人権企画課教育・啓発グループ

☎06-6210-9281

2022年度（令和4年度）

人権に関する標語等の募集

～ みんなで人権の大切さを考えてみませんか。 ～

幅広く人権に関する標語などを募集します。テーマは特に設けませんので、日常生活の中で人権について感じていることなどについてご応募ください。

募集対象・内容…小中学生の部（作文、絵画）
・一般の部（標語）

テーマ……………特に設けません。（家族のこと、地域のこと、日頃感じていることなど、自由です。）

応募方法……………町立の小中学校に在学の方は各学校へご応募ください。

・町立の小中学校以外に在学の方、一般の部の方は下記によりご応募ください。
住所、氏名、電話番号、対象（一般の部または小中学生の部 ※小中学生の部は必ず学年も記入してください）を明記し、ハガキ、封書、FAX、Eメールにてご応募ください。

一般の部は、町内に在住、在勤の方に限らせていただきます。

・応募はおひとり、作文・絵画については1作品、標語については3作品までとします。
・入選はおひとり1作品とします。

注）応募作品は未発表のもので、類似または二重応募と認められた場合は、入選を取り消すことがあります。

応募作品は原則として返却しません（絵画を除く）。

応募締切日……………小中学生の部（絵画）、一般の部（標語）9月30日（金）まで
・小中学生の部（作文）10月28日（金）まで

あて先……………〒563-0292（住所記載不要）

豊能町住民人権課内 豊能町人権まちづくり協会事務局 宛

問い合わせ……………豊能町人権まちづくり協会事務局

☎739-3402（直通）、FAX 739-1980、✉jinken@town.toyono.osaka.jp

発表……………入選の方には、個別で通知します。

表彰……………入選の方は、令和5年1月21日（土）にユーベルホールで開催します「人権を考える集い」において表彰します。（賞状と記念品を進呈します。）

（※新型コロナウイルスの感染状況により、予定が変更になる場合があります。）

作品の取扱い……………審査会で一般の部（標語）、小中学生の部（作文、絵画）ごとに選考を行います。結果は入選者のみに通知し、入選作品については、広報や啓発品などに掲載します。その際、一般の部は住所（地区名のみ）と氏名を、小中学生の部は、学年と氏名を掲載します。なお、作品の著作権は主催者側に帰属します（絵画はお返しします）。

主催……………豊能町人権まちづくり協会・豊能町教育委員会

